



2019年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 池田泉州ホールディングス  
 代表者名 取締役社長兼CEO 鶴 川 淳  
 (コード番号 8 7 1 4 東証第1部)  
 問合せ先 執行役員企画総務部長 塚 越 治  
 (TEL 0 6 - 4 8 0 2 - 0 0 1 3)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2019年4月26日付で公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」について、一部訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正内容 (訂正箇所は網掛け太字で表示しております。)  
 現行定款の「支払い」を「支払」に訂正 (3箇所)

(訂正前)

現行定款	変更案
(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、 <u>第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会終結の時より優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u>	(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (削る)

(訂正後)

現行定款	変更案
(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、 <u>第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会終結の時より優先配当金の額全部(優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u>	(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (削る)

以 上